

官報

昭和三十二年三月二十九日

○第二十六回 衆議院會議録第一六号

昭和三十二年三月二十九日(金曜日)

議事日程 第二十二号

昭和三十二年三月二十九日

午後一時開議

第一 特定多目的ダム法案(内閣提出)

第二 入場税法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

第三 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 理科教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院正付)

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

本日の会議に付した案件

日程第一 特定多目的ダム法案(内閣提出)

日程第二 入場税法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

日程第三 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 理科教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

私立大学の研究設備に対する国による補助に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別とん税法(内閣提出)

特定多目的ダム建設工事特別会計法(内閣提出)

開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

○議長(益谷秀次君) 検察官適格審査会委員及び同予備委員がそれぞれ二名欠員となっておりますので、この際その選舉を行います。

○椎葉三郎君 検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙については、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 椎葉君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

議長は検察官適格審査会委員に池田正之輔君及び飛鳥田一雄君を指名いたします。

また、山本利壽君を池田正之輔君の予備委員に、吉田賛一君を飛鳥田一雄君の予備委員に指名いたします。

日程第一 特定多目的ダム法案(内閣提出)

日程第二 入場税法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

日程第三 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 理科教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

特定多目的ダム法案

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 多目的ダムの建設(第四条—第十四条)

第三章 ダム使用権(第十五条—第二十八条)

第四章 多目的ダムの管理(第二十九条—第三十三条)

第五章 雑則(第三十四条—第三十八条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、多目的ダムの建設及び管理に関する事項を定めるとともに、ダム使用権を創設し、もつて多目的ダムの効用をすみやかに、かつ、十分に發揮させることを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「多目的ダム」とは、建設大臣が河川法第八条第一項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道の用(以下「特定用途」という。)に供されるものをいふ、余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物(もつばら特定用途に供されるものを除く。)を含むものとする。

この法律において「ダム使用権」とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう。

(特定用途のための流水占用の制限)

第三条 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供する者は、河川法第十八条の規定による流水の占用の許可によつて生ずる権利(以下「流水占用権」という。)を有するほか、ダム使用権を有する者(以下「ダム使用権者」という。)でなければならぬ。

第二章 多目的ダムの建設

建設大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に際する基本計画(以下「基本計画」という。)を作成しなければならない。

第三章 基本計画

建設大臣には、新築しようとする多目的ダムに關し、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 建設の目的

二 位置及び名称

三 規模及び型式

四 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

五 ダム使用権の設定予定者

六 建設に要する費用及びその負担に関する事項

七 工期

八 その他建設に關する基本的事項

建設大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び基本計画に定められるべき、又は定められたダム使用権の設定予定者の意見をき

かなければならない。この場合において、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議決を経なければならない。

建設大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止したときは、すみやかに、その旨を公示するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及びダム使用権の設定予定者に通知しなければならない。

(ダム使用権の設定予定者の要件)

第五条 ダム使用権の設定予定者は、ダム使用権の設定を申請した者で、第十五条第二項各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

(ダム使用権の設定予定者の地位)

第六条 相続人、合併により設立される法人その他のダム使用権の設定予定者の一般承継人は、被承継人が有していたこの法律の規定に基づく地位を承継する。

(建設費の負担)

第七条 ダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの建設に要する費用のうち、建設の目的である各用途について、多目的ダムによる流水を当該用途に供することによって得られる効用から算定される推定の投資額及び当該用途のみに供される工作物でその効用と同等の効用を負うものの設置に要する推定の費用の額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2 多目的ダムの建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条 多目的ダムの建設に要する費用について河川法第二十七条ただし書の規定により都道府県が負担すべき負担金の額は、その建設に要する費用の額から前条第一項の負担金及び政令で定めるその他の負担金の額を控除した額に同法第二十七条ただし書に定める都道府県の負担割合を乗じた額及びその額に対応する政令で定める利息があるときはその利息の額並びに都道府県が収納する政令で定めるその他の負担金の額を合算した額とする。

(受益者負担金)

第九条 多目的ダムの建設によつて著しく利益を受ける者がある場合において、その者が流水を政令で定める用途に供する者であるときは建設大臣、その他の者であるときは都道府県知事は、その利益を受ける限度において、多目的ダムの建設に要する費用の一部を負担させることができることができる。

(建設費の負担)

第二 前項の負担金は、都道府県知事が徴収する。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の負担金について準用する。

(負担金等の帰属)

第十一条 前二条の規定により都道府県知事が負担させ、又は徴収した負担金及びその負担金の納付義務者から徴収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

(建設費負担金の還付)

第十二条 ダム使用権の設定予定者のダム使用権の設定の申請が却下され、又は取り下げられたときは、その者がすでに納付した第七条第一項の負担金を還付するものとする。ただし、建設大臣は、基本計画を廃止する場合を除き、新たにダム使用権の設定予定者が定められるまでその還付を停止することができる。

(設定の申請の却下)

第十六条 建設大臣は、基本計画を作成したときは、基本計画にダム使用権の設定予定者として定められた者以外の者の設定の申請を却下することができる。

による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

第十条 専用の施設を新設し、又は拡張して、新築される多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水をかんがいの用に供する者は、多目的ダムの建設に要する費用につき当該用途について第七条第一項に規定する方法と同一の方法により算出した額のうち十分の一以内で政令で定める割合の額及びその額に対応する建設期間中の利息の額を合算した額の負担金を負担しなければならない。

(建設の完了)

第十四条 建設大臣は、多目的ダムの建設を完了したときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その多目的ダムを河川の附屬物として認定するものとする。

(第三章 ダム使用権)

2 前項の負担金は、都道府県知事が徴収する。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の負担金について準用する。

(負担金等の帰属)

第十三条 前二条の規定により都道府県知事が負担させ、又は徴収した負担金及びその負担金の納付義務者から徴収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

(建設費負担金の還付)

第十四条 ダム使用権の設定予定者のダム使用権の設定の申請が却下され、又は取り下げられたときは、その者がすでに納付した第七条第一項の負担金を還付するものとする。ただし、建設大臣は、基本計画を廃止する場合を除き、新たにダム使用権の設定予定者が定められるまでその還付を停止することができる。

(設定の申請の却下)

第十五条 建設大臣は、建設大臣が負担させる場合にあつては政令で、都道府県知事が負担させる場合にあつては都道府県の条例で定める。

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定

は、第三条の規定にかかるわらず、ダム使用権の設定を受ける前に、建設大臣の許可を受けて、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供することができる。

一 ダム使用権の設定予定者が、前条第二項の要件を備えなくてはならない。

二 前条第二項の要件を備えなくてはならないとき。

三 前条第二項の要件を備えなくてはならないとき。

四 建設大臣は、次の各号の一に該規定による河川の附屬物としての認定をしたときは、ただちに、ダム使用権の設定予定者にダム使用権の設定をしなければならない。

五 建設大臣は、第十四条の規定による河川の附屬物としての認定をしたときは、ただちに、ダム使用権の設定予定者にダム使用権の設定をしなければならない。

六 建設大臣は、第十七条第一項の負担金を納付しないとき。

七 建設大臣は、第十七条第一項の負担金を納付しないとき。

八 建設大臣は、第十八条第一項の負担金を納付しないとき。

九 建設大臣は、第十九条第一項の負担金を納付しないとき。

十 建設大臣は、第二十条第一項の負担金を納付しないとき。

十一 建設大臣は、第二十一条第一項の負担金を納付しないとき。

十二 建設大臣は、第二十二条第一項の負担金を納付しないとき。

十三 建設大臣は、第二十三条第一項の負担金を納付しないとき。

十四 建設大臣は、第二十四条第一項の負担金を納付しないとき。

十五 建設大臣は、第二十五条第一項の負担金を納付しないとき。

十六 建設大臣は、第二十六条第一項の負担金を納付しないとき。

十七 建設大臣は、第二十七条第一項の負担金を納付しないとき。

十八 建設大臣は、第二十八条第一項の負担金を納付しないとき。

十九 建設大臣は、第二十九条第一項の負担金を納付しないとき。

二十 建設大臣は、第三十条第一項の負担金を納付しないとき。

二十一 建設大臣は、第三十一条第一項の負担金を納付しないとき。

二十二 建設大臣は、第三十二条第一項の負担金を納付しないとき。

二十三 建設大臣は、第三十三条第一項の負担金を納付しないとき。

二十四 建設大臣は、第三十四条第一項の負担金を納付しないとき。

二十五 建設大臣は、第三十五条第一項の負担金を納付しないとき。

2 建設大臣は、次の各号の一に該当すると認めたときは、ダム使用権の設定予定者の設定の申請を却下しなければならない。

一 ダム使用権の設定予定者が、前条第二項の要件を備えなくてはならないとき。

二 前条第二項の要件を備えなくてはならないとき。

三 前条第二項の要件を備えなくてはならないとき。

四 建設大臣は、次の各号の一に該規定による河川の附屬物としての認定をしたときは、ただちに、ダム使用権の設定予定者にダム使用権の設定をしなければならない。

五 建設大臣は、第十四条の規定による河川の附屬物としての認定をしたときは、ただちに、ダム使用権の設定予定者にダム使用権の設定をしなければならない。

六 建設大臣は、第十七条第一項の負担金を納付しないとき。

七 建設大臣は、第十八条第一項の負担金を納付しないとき。

八 建設大臣は、第十九条第一項の負担金を納付しないとき。

九 建設大臣は、第二十条第一項の負担金を納付しないとき。

十 建設大臣は、第二十一第一項の負担金を納付しないとき。

十一 建設大臣は、第二十二条第一項の負担金を納付しないとき。

十二 建設大臣は、第二十三条第一項の負担金を納付しないとき。

十三 建設大臣は、第二十四条第一項の負担金を納付しないとき。

十四 建設大臣は、第二十五条第一項の負担金を納付しないとき。

十五 建設大臣は、第二十六条第一項の負担金を納付しないとき。

十六 建設大臣は、第二十七条第一項の負担金を納付しないとき。

十七 建設大臣は、第二十八条第一項の負担金を納付しないとき。

十八 建設大臣は、第二十九条第一項の負担金を納付しないとき。

十九 建設大臣は、第三十条第一項の負担金を納付しないとき。

二十 建設大臣は、第三十一条第一項の負担金を納付しないとき。

二十一 建設大臣は、第三十二条第一項の負担金を納付しないとき。

二十二 建設大臣は、第三十三条第一項の負担金を納付しないとき。

二十三 建設大臣は、第三十四条第一項の負担金を納付しないとき。

二十四 建設大臣は、第三十五条第一項の負担金を納付しないとき。

二十五 建設大臣は、第三十六条第一項の負担金を納付しないとき。

四 河川法第五条の規定によつて

同法の規定が準用される水流、水面又は河川についての前各号の処分に相当する処分

建設大臣は、前項各号の処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議する

とともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(特別の納付金)

第三十五条 第十三条の規定による

許可を受けたダム使用権の設定予定者又はダム使用権者で、三月三十日現在において多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を

発電の用に供している者は、翌年六月三十日までに、国又は都道府県が当該多目的ダムに関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第二十二条の二の規定により地方公共団体に交付する

資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法

律第八十二号)第二十二条の二の規定により、ダム使用権を先づつを

徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

4 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

六 第七条第一項、第九条第一項

若しくは第十条第一項の負担金、第三十三条第一項のダム使

用権者の負担金又は第二十七条

若しくは第三十五条の納付金の

決定

(政令への委任)

第三十八条 この法律に定めるもの

のほか、この法律の実施のため必

要な事項は、政令で定める。

附則 (施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

(建設中又は既設のダムに関する経過措置)

2 この法律の施行の際、現に建設

大臣と流水を特定用途に供しようとして建設し、又は設置しているダムと同順位とする。

3 この法律の施行の際、現に建設

大臣と流水を特定用途に供しようとして建設し、又は設置しているダムと同順位とする。

4 この法律の施行の際、現に建設

大臣と流水を特定用途に供しようとして建設し、又は設置しているダムと同順位とする。

5 この法律の施行の際、現に建設

大臣と流水を特定用途に供しようとして建設し、又は設置しているダムと同順位とする。

6 この法律の施行の際、現に建設

大臣と流水を特定用途に供しようとして建設し、又は設置しているダムと同順位とする。

7 この法律の施行の際、現に建設

大臣と流水を特定用途に供しようとして建設し、又は設置しているダムと同順位とする。

8 この法律の施行の際、現に建設

大臣と流水を特定用途に供しようとして建設し、又は設置しているダムと同順位とする。

9 この法律の施行の際、現に建設

大臣と流水を特定用途に供しようとして建設し、又は設置しているダムと同順位とする。

10 この法律の施行の際、現に建設

大臣と流水を特定用途に供しようとして建設し、又は設置しているダムと同順位とする。

11 この法律の施行の際、現に建設

第十五条ノ四 ダム使用権ニ関シ

ダム使用権登録等ニ登録ヲ受ク

ルトキハ左ノ区分ニ從ヒ登録税

ヲ納ムベシ

一 設定

二 取得

三 抵当権ノ取得

四 信託ノ登録

五 溝納処分以外ノ原因ニ因ルダム使用権又ハ抵当権ノ処分ノ制限

六 仮登録

七 撤消シタル登録ノ回復

八 附記登録

九 登録ノ更正

十 登録ノ抹消

十一 登録ノ抹消

十二 登録ノ抹消

十三 登録ノ抹消

十四 登録ノ抹消

十五 登録ノ抹消

十六 登録ノ抹消

十七 登録ノ抹消

十八 登録ノ抹消

十九 登録ノ抹消

二十 登録ノ抹消

二十一 登録ノ抹消

二十二 登録ノ抹消

二十三 登録ノ抹消

二十四 登録ノ抹消

二十五 登録ノ抹消

二十六 登録ノ抹消

二十七 登録ノ抹消

第四十九条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「此ノ法律ニ規定シタル事項」の上に「第三項ニ規定シタルモノノ外」を加え、

地方行政庁ハ政令ヲ以テ定ムル項の次に次の二項を加える。

ニ規定シタル事項」とし、同条第二

至第二十一条ノ規定ニ依ル処分ヲナサムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

ガ前項ノ規定ニ依リ認可ヲナサムトスルトキニ之ヲ準用ス

ノ認可ヲ受クベシ

第六条第二項ノ規定ハ主務大臣ガ前項ノ規定ニ依リ認可ヲナサムナサムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

ダム使用権ニ関シ

ダム使用権登録等ニ登録ヲ受ク

ルトキハ左ノ区分ニ從ヒ登録税

ヲ納ムベシ

一 設定

二 取得

三 抵当権ノ取得

四 信託ノ登録

五 溝納処分以外ノ原因ニ因ルダム使用権又ハ抵当権ノ処分ノ制限

六 仮登録

七 撤消シタル登録ノ回復

八 附記登録

九 登録ノ更正

十 登録ノ抹消

十一 登録ノ抹消

十二 登録ノ抹消

十三 登録ノ抹消

十四 登録ノ抹消

十五 登録ノ抹消

十六 登録ノ抹消

十七 登録ノ抹消

十八 登録ノ抹消

十九 登録ノ抹消

二十 登録ノ抹消

督促しなければならない。

2 前項の場合においては、建設大臣又は都道府県知事は、督促状によつて納付すべき期限を指定して定めるところにより、延滞金を

(強制徵収)

第三十六条 第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の負担金、第三十三条第一項のダム使用権の設定予定者又はダム使用権者で、三月三十日現在において多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を

発電の用に供している者は、翌年六月三十日までに、国又は都道府県が当該多目的ダムに関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第二十二条の二の規定により地方公共団体に交付する

資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法

律第八十二号)第二十二条の二の規定により、ダム使用権を先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

4 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

5 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

6 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

7 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

8 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

9 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

10 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

11 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

12 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

13 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

14 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

15 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

16 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

17 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

18 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

19 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

20 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

21 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

22 延滞金は、負担金等に先づつを

徴収することができる。この場

合における負担金等及び延滞金の

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部改
正) 国有資産等所在市町村交付金及
び納付金に關する法律の一部を次
のように改正する。
第二十一条の次に次の二条を加
える。
(発電の用に供する多目的ダム
に係る市町村交付金等)
第二十一条の二 特定多目的ダム
法(昭和三十二年法律第 号)
第二条第一項に規定する多目的
ダムで、当該多目的ダムによる
流水の貯留を利用して流水が發
電の用に供されているものにつ
いては、当該多目的ダムを、建
設大臣が管理する場合(同法第
十七条の規定によるダム使用権
の設定前の場合を含む。)にあつ
ては国が、都道府県知事が管理
する場合にあつては当該都道府
県が所有する第二条第一項第三
号に掲げる固定資産と、当該多
目的ダム及び当該用途につき同
法第二十七条规定する方法と
同一の方法により算出した額を
国有財産台帳等に記載された當
いて、当該多目的ダムによる流
水の貯留を利用して流水を發電
の用に供する者が、地方税法第
三百四十八条第一項の規定によ
り固定資産税を課することがで
きない者以外の者であるとき、
は、第四条第二項中「課税標準
となるべき額の十分の五の額」

8 とあるのは、「課税標準となるべき額」とする。
四月一日から翌年の一月一日までの間に附則第二項の規定により多目的ダムとなつたもので、その年（一月一日）に多目的ダムとなつたものについては、その前年。以下同じ。）の三月三十一日に当該ダムによる流水の貯留を利用して流水が発電の用に供されていたものについては、その年の三月三十一日に多目的ダムとなつたものとみなして、第三十五条及び前項の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定を適用する。この場合において、当該ダムが多目的ダムとなる前に当該ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電の用に供する者があつたダムについて、課した、若しくは課すべき固定資産税又は交付した、若しくは交付すべき国有資産等所在市町村交付金若しくは国有資産等所在都道府県交付金があるときは、当該ダムが多目的ダムとなつた後の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金並びに第十三条の納付金の額に關して、政令で、調整のため必要な措置を定めることができる。
(建設省設置法の一部改正)
9 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のよう改定する。
第三条第八号の次に次の一号を加える。
八の二 ダム使用権の登録に關する事務その他特定多目的ダムの登録に改定する。

ダム法（昭和三十二年法律第百二号）の施行に關する事務を管理すること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○荻野豊平君　ただいま議題となりました特定多目的ダム法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案提出の理由並びに内容について簡単に申し上げます。多目的ダムとは、一つのダムを洪水調節、農業、発電、水道等の複数目的のために同時に利用するものであります。本法案は建設大臣の直轄施行する多目的ダムに関するものであります。従来建設大臣の建設しておりました多目的ダムは電気事業者または水道事業者等との共同設置、すなわち、建設大臣が事業者から委託を受けて施行するという不便がありましたので、新たに設置する複雑な形であったのであります。従つて、事業者の負担金は一般会計と算外の委託費として別途に執行するといひ經理を國が一元的に運営できました。そこで、特定多目的ダム事業の促進をはかり、その効率を發揮しようとすると次第に、本法案によりますので、新たに物権としてのダム使用権を創設し、その投資に相応の水道事業者等はダム建設を要する費用につき相当な負担金を納付することとなりますが、この施行に關する事務を管理すること。

る権利を保護する道を開くことにしております。本案は、去る三月六日本委員会に付託され、三月二十八日至る間、農林水産委員会との連合審査を行ふ等、慎重に審査いたしたのであります。委員会における質疑の内容等につきましては会議録に譲ることといたします。

次いで、日本社会党足鹿観君より、同君外九名提出の次の如き修正案が提出されたのであります。すなわち、原案第四条第三項中「関係行政機関の長に協議する」とあるを「関係行政機関の長の同意を得る」に改めること、及び、第十条を改め、「第九条第一項の負担金は、新築される多目的ダムによるいの用に供する者からは、これを徴収しないものとする」と等であります。

本修正案につきましては、国会法第五十七條の三の規定による内閣の意旨を聴取いたしましたところ、南燃建設大臣より、修正案の趣旨は今後運営の面で善処することとし、原案の通り成立を望む旨が述べられたのであります。

かくて、討論を省略して採決に入りましたところ、さす足鹿観君外九名により提出の修正案は少數をもつて否決され、原案は全会一致をもつて可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二　入場税法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)
日程第三　産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四　印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君)　日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君)　御異議なしと認めます。

日程第二、入場税法の一部を改正する法律案、日程第三、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案、日程第四、印紙税法の一部を改正する法律案、右二三案を一括して議題といたします。趣旨弁明及び委員長の報告を求めます。大蔵委員長山本幸一君。

入場税法の一部を改正する法律案

入場税法の一部を改正する法律

入場税法(昭和二十九年法律第十九号)の一部を次のよう改ます。

第四条第二項の次に次の二項を加える。

3 政令で定める純演劇を催す場所への入場についてその入場料金が一人一回について八十円をこえ三百円以下であるときは、第一項第一号の規定にかかわらず、入場料金の百分の二十の税率により課す。

この法律案は、産業投資特別会計において行う財政投融资の財源の一部を補足すべき原資の確保をほかるため、補正予算をもつて三十一年度の自然増収の一部をこの会計の資金として繰り入れることとしたそととするものでありまして、改正のおもなる点は次の三點であります。

まず第一点は、この会計に資金を設けることとし、昭和三十一年度において一般会計から三百億円をこれに繰り入れることとしております。第二点は、右の資金の受け払いは資金設置の目的から歳入歳出外として経理することとし、投資を行なう際、これを投資部門の歳入歳出に計上することといたしております。

第三点は、この資金は投資に使用しないときは資金運用部に預託して運用し、その利子は資金に組み入れることといたしております。

本案につきましては、幾回にわたり慎重審議をいたしましたが、特に今回の繰り入れの措置と財政法との関係及びこの会計の投資計画等については熱心なる質疑応答が重ねられた結果、昨二十八日、質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、社会党を代表して神田大作委員は反対の旨討論せられました。

次いで、採決の結果、本案は起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、現在約束手形及び為替手形に対し定額十円で課税しておりますが、今回、手形の記載金高に応じ、二十円から千円までの階級別定額

かし、一覽払いの手形等の手形については、その手形の性格等にかんがみ、補正予算をもつて三十一年度の自然増収の一部をこの会計の資金として繰り入れることとしたそととするものでありまして、改正のおもなる点は次の三點であります。

まず第一点は、この会計に資金を設

けることとし、昭和三十一年度におい

て一般会計から三千円から一万円に引き上げることと

いたしております。この改正の結果、二

昭和三十一年度において、印紙税約二

十億円增收を見込んでおります。

本案は、審議の結果、昨二十八日、

小山委員より各派共同提案の修正案が提出されました。その修正案の内容

は、今回の税率引き上げが特に中小企

業者に及ぼす影響を考慮いたしまし

て、記載金高三十万円以下のもの三十

円の税率とする段階を新しく追加しよ

うとするものであります。

なお、この修正案に対しては、国会

法第五十七条の三の規定によりまし

て、内閣に対して意見を求めるましたと

ころ、政府においては、やむを得ない

よう改訂せんとするものであります。

これは、産業振興という美名に隠

れて、財政の基本法を無視して一部資

本家に奉仕せんとするものであつて、

断じて許すことができないとと思うので

あります。(拍手)

財政法第十二条には、年度預立、均

衡の原則があります。また、第六条に

は、剩余金の生じた場合には、これを

公債または借入金の返済に充てなければ

ならない、と明記されておるのであ

ります。また、各会計年度における經

費は、その年度の歳入をもつてこれを

支弁しなければならない、と明記され

ています。しかし、政府は、本

会計のこととく、その年度に費消しない

資金を、国民の汗の結晶であり税金で

ある一般財源から繰り入れ使用するこ

とは、年度内の独立を明記してある財

政法の精神に違反するものであると思

うものであります。(拍手)また、いつ

倒れるかわからないところの岸内閣

が、再来年度の資金にまで規制を加

え、普通ならば当然国債の処理に使う

ものを、適当に先取り処分しようとし

ておるわけであります。政府は、都合

の悪いときは、食糧管理特別会計の赤

字のこととく、当然補正予算を組んで補

てんしなければならないのに、その赤

字を、食管調査特別委員会の設置にこ

じつけ、消費米価の値上げをもくろん

で、これを一般大衆に軽嫁せんとし

て、補てんいたしません。また、政

府

を三十三年度に使用せんとするもので

あります。しかし、もともと、この会

計は、貸付金の回収金及び利子余裕金

の運用利益金、前年度の歳計剩余金等

をもつて充てるものであります。そこ

ら三百億円の大金を特別会計に繰り入

れを強行しようとしておるのであります。

両案を委員

長の報告通り決するに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多數。よ

て、両案とも委員長報告通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 起立多數。

よつて、両案とも可決するに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認

めます。よつて、日程は追加せられま

した。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に

御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に

御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 日程第五、理科教育振興法の一部を改正する法律案、私立大学の研究設備に対する法律案、内閣提出、補助に関する法律案、内閣提出、

○議長(益谷秀次君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、この

際、日程第五とともに、内閣提出、私

立大学の研究設備に対する国の補助に

関する法律案を追加して、両案を一括

議題となし、委員長の報告を求め、そ

の審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に

御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

ます。

○議長(益谷秀次君) 改正する法律案、私立大学の研究設備

に対する国補助に関する法律案、右

の悪いくらいにあります。

○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。

○議長(益谷秀次君) これまでの間、

日程第二につき採決いたしました。

○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。

○議長(益谷秀次君) これまでの間、

日程第二につき採決いたしました。

○議長(益谷秀次君) これまでの間、

しました結果、全会一致をもって、次の附帯決議を付して、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

大学における学術的研究は、極めて重要であり、その各部門のあらゆる研究は、それぞれ広く經濟、産業、

医療とともに、社会秩序、文化一般の発達に關して、その基礎根幹をなしつつある現実にかんがみて、政府は大学におけるすべての部門の研究等の奨励助成について、万全の措置を講ずる必要がある。

○議長（益谷秀次君） 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告通り可決いたしました。

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(全谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

行政機関の区分		定員	備考
本省	外務省		
本府	總理府	一、六九一人	
公正取引委員会		二三七人	
國家公安委員会		七、五九四人	
警察厅		一〇五人	
國家消防本部		九三一人	
土地調整委員会		三、二七二人	
首都圈整備委員会		一五九一人	
宮内庁		三、二三二人	
調達庁		二三人	
北海道開発庁		一八人	
行政管理庁		二三人	
自 治 厅		二三人	
防衛庁		二三人	
經濟企画庁		二三人	
科學技術庁		二三人	
計		一九、七一人	
本省	法務省	一、九一一人	
司法試験管理委員会		四二、二六四人	
公安審査委員会		一、六三七人	
公安調査厅		一〇人	
計		四一七人	
本省	本省	一、七七八人	
四三、九一一人		一、七七八人	
一、六三七人		一、六三七人	
一〇人		一〇人	
			る。はうらー〇、四七一人は、檢察廳の職員とす。

昭和三十二年三月二十九日 衆議院会議録第二十六号 とん税法案外二案

法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定にかかるらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

第四条 行政機関職員定員法の一部
を改正する法律（昭和三十一年法
律第四十八号）の一部を次のよう
に改正する。

百十二人等で、現業的職員がその大部分を占めております。

減員のおもなるものは、郵政省が受託いたしました電信電話施設の一部を電電公社へ移管するに伴うものの五百人、アルコール工場の民間移譲に伴うもの百十二人、船用米配給事務の簡素化に伴うもの八十一人等であります。

○議長（益谷秀次君） 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「保科善四郎君登壇」

報告書は會議録追録に摘要

記され、質疑が行われたのであります
が、その内容は会議録によつて御承知
を願ひます。

特定多目的ダム建設工事特別会計

ました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、三十二年度における各行政機関の事業予定計画に即応して行政機関全般の定員の適正化をはかるうとするものであります。すなわち、各行政

本日質疑を終了し、討論の通告があ
りませんでしたが、直ちに採決をいたしました
ところ、全会一致をもって原案の
通り可決をいたしました。

なお、本案に対し、自由民主党及び
日本社会党両党共同による附帯決議案が
提出され、これまた全会一致で可決
いたしました。

決議文を朗読いたします。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

建設省本省
昭和三十二年十一月三十日

（行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正）

三 条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のよう

昭和三十一年五月十五日	昭和三十二年五月十五日	昭和三十三年五月十五日	五四〇人
	二七〇人	二七〇人	を

増員のおもなるものは、電気通信施設の拡張に伴うもの千七百三十二人、郵便取扱い業務量の増加に伴うもの六百九十六人、国立大学の学年進行及び付属研究所の整備等に伴うもの三百六十一人、刑務所の設置等に伴うもの三

務者であつて、長期間勤務に服して
おり、かつ行政機関の恒常的構成員
と認められる者は、これを定員法上
の職員に繰り入れる措置を講すべき
である。

とん税法案、特別とん税法案、特定多目的ダム建設工事特別会計法案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長山本幸一君。

(犯則事件の調査及び処分)

第十二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号) 第一章(犯則事件の調査及び処分)の規定は、特別とん税に係る犯則事件の調査及び処分について準用する。この場合において、同法第一百三十九条(通告処分の不履行と告発)の規定中「二十日」とあるのは、「四十八時間」と読み替えるものとする。

附 則

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 証券を以てする歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

4 第四条第二十四号中「及びとん税」を「、とん税及び特別とん税」に改める。

5 第九条第一項第四号及び第二項中「及びとん税」を「、とん税及び特別とん税」に改める。

6 第十七条第一項の表の関税訴願審査会の項中「及びとん税」を「、とん税及び特別とん税」に改める。

7 第二十三条中「及びとん税」を「、とん税及び特別とん税」に改め

第一條 関税法（昭和二十九年法第六十一号）第十一章（犯則事調査及び処分）の規定は、特とん税に係る犯則事件の調査及処分について準用する。この場において、同法第二百三十九条告処分の不履行と告発の規定二千日」とあるのは、「四十八と読み替えるものとする。

第四十条第一項中「及びとん税」に改める。
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保蔵条約第三条に基く行政協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のよう改正する。

第一条中「とん税法（昭和三十二年法律第一号）」の下に「特別とん税法（昭和三十二年法律第一号）」を加える。

第三条の見出しが「（とん税等の免除）」に改め、同条中「とん税」を、「とん税及び特別とん税」に改める。

第六条において準用する場合を含むる。」を加える。

(歳入及び歳出)
第三条 この会計においては、第五

金額を除き、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰り

2 入れるものとする。
前項の規定により繰り入れる金額は、政令で定めるところにより、工事別等の区分に従つて繰り入れるものとする。

第六条 建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下「歳入歳出予定計算書等」といふ。）を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

附則
この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

を「とん税及び特別とん税」に改め、「とん税法第三条第一号」の下に「及び特別とん税法第三条第一号」を加へる。

別とん税法】を加える。

部を次のとおりに改正する。

第四条の見出しづを「とん税等の免除手続」に改め、同条中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

（設置） 計法 特定多目的ダム建設工事特別会 法案

3
大蔵省設置法（昭和二十四年法
律第百四十四号）の一部を次のよ
うに改正する。

第十三条规定「とん税及び」とん税及び特別とん税並びにに改める。

第一条 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第一号） 以下「法」という。第二条第一項に規定する多目的ダムの建設工事及び当該工事

第四条第一項十四号中 及び**とん税**を「**とん税及び特別とん税**」に改める。

する。

により建設した施設で多目的ダムに属すべきものの災害復旧工事のうち国が北海道以外の地域で行うもの（以下「多目的ダム建設工

中「及びとん税」を、とん税及び特別とん税に改める。

法律第
号」を加え、「とん税
の額」を「とん税及び特別とん税の
額」に改め、「(担保)」の下に「及び

（事）と「会計」という二つの概念を区別して、會計と区分して行うため、特別会計を設置する。

審査会の「現中一萬ひとん税」を「と
ん税及び特別とん税」に改める。
第二十三条中「及びとん税」を
「、とん税及び特別とん税」に改め
る。

特別とん税法第七条第一項(担保)を加える。

(管理)
第二条 この会計は、建設大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

体の計画及びその進行状況等に
関する調書

- 3 前項各号の添附書類は、工事別等の区分に従つて作成するものとする。ただし、同項第二号に掲げる書類で当該年度に係るものについては、この限りでない。

(歳入歳出予算の区分)

- 第七条 この会計の歳入歳出予算是、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(継続費の区分)

- 第八条 継続費は、工事の別に従つて項に区分し、各項ごとにその総額及び年割額を示し、かつ、その必要の理由を明らかにしなければならない。

(国庫債務負担行為の区分)

- 第九条 国庫債務負担行為は、工事別に、その必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じてこれに基いて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

(予算の作成及び提出)

- 第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

- 2 前項の予算には、第六条第一項に規定する歳入歳出予算計算書等及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定を適用する。

- 2 前項の規定による歳入歳出予算計算書等及び回収実績表を添附しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定による歳入歳出決算を作成する。

(予算の配賦)

- 第十一條 この会計の予算でその項又は私が工事別等の区分によつてないものの配賦は、財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第三十一条第二項の規定によるほか、工事別等の区分により行うものとする。

(収入金の使途)

- 第十二条 この会計の工事別等の区分に応する収入金は、第十四条第三項に定めるもののほか、当該区分に応する費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剩余を生じたときは、当該剩余の処理については、政令で定める。

(予備費の使用)

- 第十三条 この会計の予備費は、当該年度の工事別等の区分による歳入予算の額をこえる歳入の収納額に相当する額(当該年度において当該工事別等の区分に応じ既に使用した予備費の額に相当する額を除く)を限度として、工事別等の区分に従つて使用することができる。

(国庫余裕金の繰替使用)

- 第十四条 この会計において、多目的ダム建設工事に関する費用のうち地方負担金の額に相当するもの財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、政令で定めることにより、工事別等の区分に従つて借入金をする。

(借入金)

- 第十五条 この会計において、借入金について国会の議決を経て、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

- 2 前項の規定による借入金は、当該年度の歳入歳出予算の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

- 2 前項の規定による借入金の額は、当該年度の歳入歳出予算の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

(地方負担金及びその利子並びに還金及び利子)

- 第三条に規定する地方債証券の償還金及び利子は、第一項の規定による借入金の償還金及び利子の財源に充てるものとし、当該財源に充てなお残余があるときは、その残余の額は、多目的ダム建設工事に関する費用のうち国庫が負担するものの財源に充てなければならぬ。

(借入限度の繰替)

- 第十五条 この会計において、借入金の借入について国会の議決を経て、前条第一項の規定による借入金があるときは、当該区段による歳入の収納額(国庫余裕金を充てしなかつた金額があるとき)は、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰替額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

- 第十六条 この会計において、支出のための支払現金に不足があるときは、第十四条第一項及び第二項の規定により借り入れることができる金額に相当する額(既に借り入れている借入金の額に相当する額を除く)を限度として、工事別等の区分に従つて使用することができる。

(国庫余裕金の繰替使用)

- 第十七条 建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分によるほか、工事別等の区分に従つて、この会計の歳入歳出決定計算書及び継続費決算報告書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。ただし、継続費決算報告書については、当該継続費に係る事業が完成した年度のほか、この限りでない。

(借入金の借入及び償還の事務)

- 第十八条 第十四条第一項の規定による借入金の借入及び償還には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び継続費決算報告書並びに同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 3 前項の規定による借入金の償還の財源は、工事別等の区分に応じてした借入金をもつて充てるものとする。

- 3 前項の規定による借入金の償還の財源は、工事別等の区分に応じてした借入金をもつて充てるものとする。

(よる借入金の借入及び償還に関する事務)

- 2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び継続費決算報告書並びに同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

- 第十九条 この会計においては、工事別等の区分による歳出予算の額を支出するには、当該区分による歳入の収納額(国庫余裕金を繰替使用しているときは、当該繰替金の額を加算した額)をこえて歳出予算の繰替額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

- 第二十条 建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分によるほか、工事別等の区分に従つて、この会計の歳入歳出決定計算書及び継続費決算報告書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。ただし、継続費決算報告書については、当該継続費に係る事業が完成した年度のほか、この限りでない。

(実施規定)

- 第二十一条 この法律に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

- 2 附則
1 この法律は、法施行の日から施行し、昭和三十二年度の予算から適用する。

(昭和三十二年度予算の国庫債務負担行為に関する第九条の規定の適用)

- 2 前項の歳入歳出決定計算書は、工事別等の区分に従つて作成した次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 3 一 当該年度の事業実績表
二 債務に関する計算書

- 3 一 当該年度の事業実績表
二 債務に関する計算書

- 3 一 当該年度の事業実績表
二 債務に関する計算書

(昭和三十二年度予算の国庫債務負担行為に関する第九条の規定の適用)

- 2 前項の歳入歳出決定計算書は、工事別等の区分に従つて作成した次に掲げる書類を添付しなければならない。

(回収実績表)

- 第二十二条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成する事務は、大蔵大臣が行う。

(回収実績表)

- 2 前項の歳入歳出決定計算書は、工事別等の区分に従つて作成した次に掲げる書類を添付しなければならない。

(回収実績表)

- 2 前項の規定により建設大臣が直轄で施行中の次に掲げる工事に係るこの法律の施行の日以後の歳入歳出その他の經理は、第一条の規定にかかるわらず、この会計において行うものとする。

一 天龍川美和ダム建設工事
二 荒川二瀬ダム建設工事
三 豊川鹿野川ダム建設工事
四 岩木川日屋ダム建設工事
五 和賀川湯田ダム建設工事
六 由良川大野ダム建設工事
七 球磨川市房ダム建設工事
八 深川天ヶ瀬ダム建設工事

4 前項に規定する工事に係る資産及び負債は、政令で定めるところにより、この法律の施行の際、この会計に帰属する。
5 附則第三項第一号から第三号までに掲げる工事が完成した場合における第二十条及び第二十一条第二項の規定によるこの会計の継続費決算報告書の作成、送付及び添附は、当該工事に係る一般会計の継続費の昭和三十一年度までの分をも含めて行うものとする。この場合においては、当該工事に係る一般会計の継続費決算報告書については、財政法第三十七条规定、第三十九条及び第四十条第二項の規定は、適用しない。
6 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。
7 第三条中第八号の二の次に次の一号を加える。
8 の三 特定多目的ダム建設工事特別会計の経理を行うこと。
9 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

「公社等」に改め、同条中「法令による公団」を削り、「日本電信電話公社、復興金融金庫、国民金融公庫、商船管理委員会及び閉鎖機関整理委員会」を及び日本電信電話公社に改め、「公団等」を「公社等」に改める。
第三条中「公団等」を「公社等」に改める。
「報告書は会議録追録に掲載」
〔山本幸一君登壇〕
○山本幸一君 ただいま議題となりました、とん税法案外二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

以上、審議の結果、質疑を打ち切り、両法案につき討論に入りましたところ、社会党の横山利秋委員より反対の旨の意見が述べられました。
次いで、採決に入りましたところ、起立多数をもって、それぞれ原案の通り可決いたしました。
最後に、特定多目的ダム建設工事特別会計案について申し上げます。
この法律案は、別途今国会に提出いたされました特定多目的ダム法案の成立に伴い、同法の適用を受けて国が直接で施行する多目的ダムの建設工事等に関する経理を一般会計と区分して明確にするため、新たに特定多目的ダム建設工事特別会計を設置することとしております。その他、とん税の納付申しがあります。また、この会計は建設工事特別会計と同一のものであります。
次に、特種とん税法案について申し上げます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

建設工事に關する費用のうち、都府県負担分について、国会の議決を経て改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。
開拓融資保証法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員長小枝一雄君。
開拓融資保証法第五条第二項中「一億五千万円」を「二億八千万円」に改める。
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 開拓融資保証法第五条第二項の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十二年度において出資するものとする。
〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔小枝一雄君登壇〕
○小枝一雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。
政府は、従来、開拓者に対し短期借農資金の融通を円滑ならしめるため開拓融資保証制度を設け、中央開拓融資

